

## 最高人民法院の特許権侵害紛争事件の地域管轄の問題についての通知

(1987年6月29日法(経)発〔1987〕17号公布 公布日から施行)

全国の地方の各高級人民法院、中級人民法院、解放軍軍事法院、各大単位軍事法院、各鉄道輸送中級法院、各海事法院：

最高人民法院は、既に〔1985〕3号「特許裁判業務の展開に関するいくつかの問題についての通知」を発行して(通じて)、特許紛争事件の管轄について規定をした。ここに、特許侵害紛争事件の地域管轄問題に対して、以下の通り補充して規定する。

一. 特許権者の許諾を得ずに、業として発明特許又は実用新案特許に係る製品を製造し、使用し、又は販売し、及び意匠特許に係る製品を製造し、又は販売したときは、当該製品の製造地の人民法院が管轄する。製造地が不明であるときは、当該製品の使用地又は販売地の人民法院が受理する。

二. 特許権者の許諾を得ずに、業として特許方法を使用したときは、当該特許方法の使用者の所在地の人民法院が管轄する。

三. 特許権者の授権を受けずに、他人に特許の実施を許諾し、又は委託したときは、許諾者又は委託者の所在地の人民法院が管轄する。被許諾者又は受託者が特許を実施し、それにより双方で共同侵害を構成するときは、被許諾者又は受託者の所在地の人民法院が管轄する。

四. 特許権の共有者が他の共有者の同意を得ずに他人に特許の実施を許諾したときは、許諾者の所在地の人民法院が管轄する。被許諾者が特許を実施し、それにより双方で特許侵害を構成するときは、被許諾者の所在地の人民法院が管轄する。

五. 特許権の共有者が他の共有者の許諾を得ずに自己の持分を超えた特許権を譲渡したときは、譲渡人の所在地の人民法院が管轄する。譲受人が相手方の越権譲渡を明らかに知っていながらなお譲渡を受け、それにより双方で共同侵害を構成するときは、譲受人の所在地の人民法院が管轄する。

六. 他人の特許を偽り、未だ犯罪を構成していないが、特許権者又は利害関係人に損害を与えたときは、特許を偽る行為の行為地又は損害の結果発生地 of 人民法院が管轄する。困難なときは、被告の所在地の人民法院が管轄する。

上記に列挙した各項に従って地域管轄を決定する際においても、最高人民法院の「特許裁判業務の展開に関するいくつかの問題についての通知」中の事件指定管轄に関する規定に従って処理しなければならない。